

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 24 日 (金) 第 398 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 道路の区域の変更 (7件) (道路維持課取扱い) 1  
○道路の供用の開始 (10件) (道路維持課取扱い) 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第274号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町求名字立石ヶ迫13160番5地先から同町求名字仕明13176番4地先まで	前	58.9~172.5	160.0
			後	58.9~141.9	160.0

## 鹿児島県告示第275号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字大濱の壺1362番1地先から同町大字久慈字フラタ1174番1地先まで	前	9.9~46.5	1,033.0
			前	10.2~78.9	803.0
			後	10.2~78.9	803.0

## 鹿児島県告示第276号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字上 桃木渡瀬4300番1地先から 4332番3地先まで	前	5.8~42.9	344.6
			後	5.8~25.0	344.6

#### 鹿児島県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字上桃木渡瀬4300番1地先から4332番3地先まで	令和5年3月24日

#### 鹿児島県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	塗木大隅線	志布志市志布志町田之浦字 大野原406番1地先内	前	6.6~9.0	96.0
			後	7.0~15.6	96.0
		志布志市志布志町田之浦字 宮地原399番3地先から399 番4地先まで	前	6.6~10.1	172.0
			後	7.0~17.9	172.0

#### 鹿児島県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	塗木大隅線	志布志市志布志町田之浦字大野原406番1地先内	令和5年 3月24日
		志布志市志布志町田之浦字宮地原399番3地先から 399番4地先まで	

## 鹿児島県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	今別府串間線	志布志市志布志町帖字後迫10170番4地先から同市志布志町帖字堂田9938番1地先まで	前後	4.8～5.5	72.1
				9.6～15.2	72.1

## 鹿児島県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	今別府串間線	志布志市志布志町帖字後迫10170番4地先から同市志布志町帖字堂田9938番1地先まで	令和5年 3月24日

## 鹿児島県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町月野字上一里迫7711番1地先から同市大隅町月野字牛次郎9435番3地先まで	前後	7.5～13.9	226.1
				6.0～34.9	223.6

## 鹿児島県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町月野字上一里迫7711番1地先から同市大隅町月野字牛次郎9435番3地先まで	令和5年3月24日

#### 鹿児島県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	宮ヶ原大崎線	曾於市大隅町大谷字宮ヶ原前畑5612番1地先内	前	8.6～12.5	31.4
			後	6.9～8.7	31.4
		曾於市大隅町荒谷字鹿ノ子1046番7地先から同市大隅町荒谷字西ノ段978番地先まで	前	7.7～24.2	240.2
			後	4.1～22.9	233.9

#### 鹿児島県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	宮ヶ原大崎線	曾於市大隅町荒谷字鹿ノ子1046番7地先から同市大隅町荒谷字西ノ段978番地先まで	令和5年3月24日

#### 鹿児島県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

国道	226号	南さつま市坊津町泊字小泊164番1地先から163番地先まで	令和5年 3月24日
----	------	-------------------------------	---------------

**鹿児島県告示第287号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和5年3月24日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	岩本開聞線	指宿市新西方字見ヶ田平2662番1地先内	令和5年 3月24日

**鹿児島県告示第288号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和5年3月24日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町上名字祇園前446番1地先から同市吾平町上名字己酉861番3地先まで	令和5年 3月24日

**鹿児島県告示第289号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和5年3月24日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	黒石串良線	曾於郡大崎町持留字二子塚1268番3地先から同町持留字茶木後1257番1地先まで	令和5年 3月24日
		曾於郡大崎町持留字茶木後1222番1地先から1208番13地先まで	

**鹿児島県告示第290号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和5年3月24日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	志布志有明線	志布志市有明町野神字水道2718番2地先から2704番 2地先まで	令和5年 3月24日